

一関地区広域行政組合介護認定審査会運営規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第19号

改正 平成19年5月7日 規則第11号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第2条の規定により一関地区広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）及び認定審査会に設置する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の設置)

第2条 合議体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第一合議会
- (2) 第二合議会
- (3) 第三合議会
- (4) 第四合議会
- (5) 第五合議会
- (6) 第六合議会
- (7) 第七合議会
- (8) 第八合議会
- (9) 第九合議会
- (10) 第十合議会
- (11) 第十一合議会
- (12) 第十二合議会
- (13) 第十三合議会
- (14) 第十四合議会
- (15) 第十五合議会

2 前項の各合議体の委員の定数は、5人とする。

(会議)

第3条 合議体の会議は、各合議体の長が招集する。

2 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理す

る。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第5条 委員は、次の案件について議決に加わることができない。

- (1) 委員が属する指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者から居宅サービス若しくは居宅介護支援を受けている者又は委員が属する介護保険施設に入所若しくは入院している者に係る案件
- (2) 委員の親族（親族であった者を含む。）に係る案件
- (3) 委員が主治医として介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第6項の規定に基づいて意見書を記載している者に係る案件
- (4) その他委員に直接の利害関係が存する案件

(関係者からの意見聴取)

第6条 合議体は、審査のために必要があると認めるときは、審査案件に係る被保険者及びその家族、主治医、調査員その他の関係者から意見を聴くことができる。

2 合議体の長は、前項の関係者から必要な意見を聴取したと認めるときは、これらの者に退席を求めることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、認定審査会及び合議体の会議ごとに作成するものとする。

(会議及び会議録の公開)

第8条 認定審査会及び合議体の会議及び会議録は、公開しない。ただし、本人又は認定申請を行った者からの請求に基づくもので、会議録の当該部分のみの公開を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きによる公開は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する手続きにより行うものとする。

(庶務)

第9条 認定審査会及び合議体の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第10条 法令及びこの規則に定めるもののほか、認定審査会及び合議体の運営に関し必要な事項は、認定審査会の会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。